

議案第6号

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権の放棄について

守口市水道条例に基づく水道料金等に係る債権を、次のとおり放棄する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
平成21年度	給水装置工事費	1,762 円	1 件	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第170条第2号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成24年度	水道料金 (給水料金及び メーター料)	25,946 円	4 件	民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第173条第1号に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
平成25年度		93,758 円	10 件	
平成26年度		69,020 円	12 件	
平成27年度		49,760 円	30 件	
平成28年度		808,731 円	282 件	
平成29年度		986,474 円	375 件	
合 計		2,035,451 円	714 件	